

令和 6 年度 財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和 2 年江南市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査である。

第 3 監査の対象

- | | |
|-------------|---|
| (1) 公 の 施 設 | 江南市立古知野西保育園 |
| (2) 指定管理者 | 株式会社 はな保育 |
| (3) 担 当 課 | 健康こども部 こども未来課 |
| (4) 監査の範囲 | 令和 5 年度事業（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）のうち指定管理料に係る出納及びその他の事務 |

第 4 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 協定に基づく事業計画書、業務報告書及び事業報告書の点検、实地調査等が行われているか。
- (6) 指定管理者に対し、適正で安定したサービスの提供がなされているか、点検、確認、改善指示等のモニタリングを行っているか。

第 5 主な実施内容

あらかじめ指定管理者及び担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等を検査して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 江南市立古知野西保育園
- (2) 実施日程 令和7年1月27日

第7 指定管理の概要

I. 施設の概要

- (1) 名 称 江南市立古知野西保育園
- (2) 所 在 地 江南市東野町郷前48番地
- (3) 施設規模 鉄骨コンクリート造2階建
- (4) 敷地面積 2,879.83㎡
- (5) 延床面積 941.36㎡
- (6) 施設内容 職員室(46.80㎡)、保育室(45.36㎡×6室)、
乳児室(66.24㎡)、遊戯室(105.09㎡)、
調理室(43.20㎡)、屋外遊戯場(638.37㎡)、
屋外遊具、水遊び場

II. 選定の経過

令和3年10月に指定管理者指定申請を受け、翌年、市議会3月定例会において、株式会社 はな保育を指定管理者に指定することが議決された。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする基本協定を令和4年4月12日に締結している。

III. 指定管理の概要

- (1) 指定管理者名 株式会社 はな保育
- (2) 指定管理の期間
平成5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
- (3) 指定管理料

令和5年度	131,895,000円	
令和6年度	131,895,000円	
令和7年度	131,895,000円	
令和8年度	131,895,000円	
令和9年度	131,895,000円	計659,475,000円
- (4) 主な業務内容
 - ① 保育園の運営に関すること
 - ② 人員の配置等に関すること
 - ③ 施設の管理に関する業務
 - ④ 施設等の修繕
 - ⑤ 利用者アンケート及び自己評価の実施

⑥第三者評価の実施

⑦その他必要と認められる業務

Ⅳ. 令和5年度収支状況

収入

(単位：円)

科 目	金 額
指定管理料	131,895,000
その他収入	6,090,247
合 計	137,985,247

支出

科 目	金 額
人件費	102,752,197
職員給与、賞与、諸手当	89,004,445
法定福利費	13,747,752
事務費	8,217,420
福利厚生費	348,570
旅費交通費	2,650,490
修繕費	833,200
通信運搬費	559,012
会議費・交際費	7,774
広報・求人費	625,000
委託費	1,320,762
使用料及び借上料	626,600
火災保険料	88,312
手数料	222,260
雑費	935,440
事業費	11,508,221
給食費	6,327,845
保健衛生費	563,188
保育材料費	1,498,653
水道光熱費	2,667,886
消耗品費	450,649
その他の経費	6,482,518
租税公課	1,550,518
本部経費	4,932,000
合 計	128,960,356

収支差額

9,024,891

V. 事業内容（令和5年度）

ア 定 員 140 名

〈年齢別定員数〉

年 齢	0 歳	1・2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
園児数	6 人	3 6 人	3 2 人	3 2 人	3 4 人	1 4 0 人
障害児	—		(1 2 人 (最大人数))			

イ 月別保育園児数

(単位：人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0 歳児	6	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	69
1 歳児	17	18	18	18	16	16	18	18	18	18	18	18	211
2 歳児	14	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	211
3 歳児	30	30	30	30	30	30	30	29	29	28	29	29	354
4 歳児	27	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	314
5 歳児	25	25	25	25	25	26	26	25	25	25	25	25	302
合計	119	122	122	122	121	122	124	122	122	121	122	122	1,461

ウ 年間開園日数 293 日

(休園日 日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

エ 保 育 時 間 (延長保育時間含む) 午前 7 時 30 分～午後 8 時

・保育標準時間 午前 8 時～午後 7 時

・保育短時間 午前 8 時～午後 4 時

・延長保育 午前 7 時 30 分～午後 8 時までのうち、
保育時間を越えた時間

オ 障害児保育の実施状況

	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
4 月から 3 月	延べ 48 人	延べ 48 人	延べ 48 人	延べ 144 人

カ 地域活動事業

地域の自然、地域の様々な機関や団体・施設の協力を得ながら、
豊かな生活体験と地域に根ざした保育が展開できるよう努めた。

第 8 監査の結果

指定管理者制度は、「公の施設」の管理について民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費縮減を目指すため導入されたものである。

今後も、市と指定管理者が相互に協力し、施設の管理運営や経営状況等の評価・検証を行い、今まで以上に快適で魅力ある施設として、市民サービスの向上と市民福祉が一層増進されるよう望むものである。

監査の結果、江南市立古知野西保育園の指定管理料に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部で改善・検討すべき点が見受けられたので、以下の事項に留意し、適正かつ的確な事務執行に一層努められたい。

なお、監査で確認された軽微な不備事項等は、担当課及び指定管理者に対し改善、検討を要望した。

（改善・検討事項）

- ①「江南市立古知野西保育園の管理及び運営に関する協定書」第 14 条第 4 項中、江南市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 1 号）は令和 5 年 3 月 31 日付にて廃止されている。協定書の一部変更について協議されたい。
- ②第三者評価の評価結果の報告に対して、現状のサービスがより良いものとなるよう、特に評価の低い項目について改善に向け、協議されたい。また、その協議内容を文書により記録されたい。
- ③仕様書について、検査の必要性があいまいな表記があった。仕様書の記載を見直されたい。
- ④備品台帳について、廃棄済みと思われる備品が記載されていた。指定管理者が変更になっていることから、改めて確認の上、台帳を整備されたい。
- ⑤施設修繕について、指定管理者において 10 万円を超える修繕を実施した際は、市と指定管理者で協議した内容を文書により記録されたい。